入札説明書

国立療養所奄美和光園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁

２　調達内容
(1)　契約件名及び数量　調理補助業務等業務委託
(2)　調達件名の特質等　仕様書による
(3)　契約履行期間　平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日
(4)　履行場所　国立療養所奄美和光園給食室
(5)　入札説明会　なし
(6)　入札方法
イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。なお、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。
ロ　入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札しなければならない。
この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
(7)　入札保証金及び契約保証金　免除

３　競争参加資格
（１）予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条に該当しない者であること。
（２）次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
・資格申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者
・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
（３）平成２５・２６・２７年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供（建物管理等各種保守管理又はその他）」でＢ、Ｃ又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

４　入札参加申込手続き
(1)　申込方法
この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。
イ　平成25・26・27年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

５　入札書及び関係書類の提出場所等
(1)　入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先
〒８９４-０００７　鹿児島県奄美市名瀬和光町１７００番
国立療養所奄美和光園庶務課会計班会計係
電話0997-52-6311 内線328
(2)　応札仕様書の受領期限
平成２６年３月６日から平成２６年３月１４日　１７時００分まで
(3)　確認書等（資格審査等）の受領期限
平成２６年３月２０日　１５時00分まで
(4)　入札書の受領期限
平成26年３月２０日　１５時00分まで

⑸　入札書の提出方法

⑴　入札書の記載事項

ａ　契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

ｂ　入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

ｃ　入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。

ｄ　入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。

なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

ｅ その他必要な事項を記載するものとする。

⑵　入札書の提出

ａ　入札書は、入札書の受領期限までに原則直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。

ｂ　入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。

また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

ｃ　この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑹　入札の無効

イ　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の１に該当する入札は無効とする。

⑴　委任状が提出されていない代理人のした入札

⑵　所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

⑶　記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

⑷　金額を訂正した入札

⑸　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑹　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

⑺　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

⑻　入札時点において、当園 から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

⑼　資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札

⑺　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

⑻　開札の日時及び場所

平成２６年３月２０日　15時００分

鹿児島県奄美市名瀬和光町１７００番地管理棟３階会議室

⑼　開札

イ　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ロ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

ハ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ

争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

ニ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ホ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から連絡を行う。

６　その他

(1)　契約手続に使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2)　入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3)　落札者の決定方法最低価格落札方式とする。

イ　本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ロ　落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする場合がある。

ハ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4)　契約書の作成

イ　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ　上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

ニ　契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5)　支払条件　仕様書による

(6)　競争参加資格の確認のための書類

イ　資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ　契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ　一旦受理した書類は、返却しない。

ニ　一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7)　異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。

(8)　契約条項

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第条乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の１に相当する

額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）
二　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
三　納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第１項第１号若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
２ 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑼　その他については、契約書、仕様書による。

以上。

（別紙１）の記入例

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　　　印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　　殿

※　委任状は必要ありません。

（別紙１）

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　　殿

（別紙２）の記入例

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　　※　押印はいらない

代理人
○○○○株式会社△△支店
支店長　△　△　△　△　　　　印

支店長の印を押印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　　殿

※　委任状は、別紙５の様式を提出する。

（別紙２）

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）

代理人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　　殿

（別紙３）の記入例

入札書（第　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　※　社長の印は必要なし

代理人
△　△　△　△　　　　　印

入札に出席する社員の印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

※　委任状は、別紙６の様式を提出する。

（別紙３）

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）

代理人　　　　　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

（ 別紙４） の記入例

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）○○○○株式会社
　　　　代表取締役社長　○○○○　※　社長の印はいらない。

復代理人
　　　　　△　△　△　△　　　　　　印

支出負担行為担当官
　　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

※　委任状は、別紙６及び別紙７を提出する。

（ 別紙４）

入札書（第　　回目）

件　　名　　　　調理補助等業務委託

入札金額　　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

入札説明書及び契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）

復代理人　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
　　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

（別紙５）の記入例

委　　　任　　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

委任者（競争参加者）

住所
氏名　○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　印

　私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）　　住所
氏名　○○○○株式会社△△支店
支店長　△　△　△　△

委任事項　　1．入札及び契約の締結に関すること
2．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3．契約物品の納入及び取り下げに関すること
4．契約代金の請求及び受領に関すること
5．復代理人の選任に関すること
6．その他上記に付随する一切のこと

委任期間は通常は年間（年度）委任である。（入札期間だけの場合もあり得る。）

委任期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印

※　入札書は。様式２を提出する。

（別紙５）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）　　住所

氏名

委任事項　　１．入札及び契約の締結に関すること
２．入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
３．契約物品の納入及び取り下げに関すること
４．契約代金の請求及び受領に関すること
５．復代理人の選任に関すること
６．その他上記に付随する一切のこと

委任期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

（別紙６）の記入例

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　　殿

委任者（競争参加者）

住所　□　□　□　□

社長の印鑑を押印する。

氏名　○○○○株式会社
代表取締役社長　○○○○　印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）　　住所　□　□　□　□
氏名　○○○○株式会社
△　△　△　△

委任事項　　「調理補助等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間　　平成　　年　　月　　日

※　入札書は、別紙３を使用する。

（別紙６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）　　住所

氏名

委任事項　　「調理補助等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間　　平成　　年　　月　　日

受任者使用印

（別紙７）の記入例

復代理人（入札に参加する人

委　　任　　状

私は××××を○○○○株式会社代表取締役社長○○○○（競争参加者）の復代理人と定め、平成　　年　　月　　日貴園において執行される「○○○○」の入札に関する下記の権限を委任します。

調理補助等業務委託

記

委任事項　　「調理補助等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間　　平成　　年　　月　　日

受任者（復代理人）使用印

平成　　年　　月　　日

復代理人が所属する支店長の印

（住所）
（氏名）○○○○株式会社△△支店
支店長△　　△　　△　　△　　印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

※　別紙５の委任状も提出する。
※　入札書は、別紙４の様式を使用する。

（別紙７）

委　　任　　状

私は、　　　　　　　　を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（競争参加者）
の復代理人と定め、平成　　年　　月　　日貴園において執行される「調理補助等業務委託」の入札に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項　「調理補助等業務委託」の入札に関する一切の権限

委任期間　　平成　　年　　月　　日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成　　年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁　殿

業務請負契約書（案）

　支出負担行為担当官国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁（以下「甲」という。）と株式会社○○○○　代表取締役　○○　○○（以下「乙」という。）は、調理補助業務委託（以下「業務」という。）の請負に関し、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）
第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。
（契約の目的）
第２条　乙は、別添仕様書に基づき、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。
（契約金額）
第３条　契約金額は、年額○，○○○，○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○，○○○円）、月額○○○，○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○，○○○円）とする。
２　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０８分の８を乗じて得た額である。
（内訳明細書の提出）
第４条　乙は、この契約の締結後、速やかに請負金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。
（履行期限及び場所）
第５条　この契約の履行期限及び場所は次のとおりとする。
　履行期限　　平成２６年4月1日～平成２７年3月３１日
　履行場所　　国立療養所奄美和光園給食室
（契約保証金）
第６条　この契約の保証金は、免除する。
（監督）
第７条　甲は、この契約の履行に関する監督職員を国立療養所奄美和光園給食係長（ＴＥＬ０９９７－５２－６３１１内線４５２）と定めて、乙の業務を監督させ必要な指示をさせることができる。
（検査）
第８条　乙は、実施した業務の内容その他必要事項を別に定める業務日誌に記録し、その都度甲に報告しなければならない。
２　甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに乙の立会のもと業務の検査を行うものとする。
３　甲は、第２項の検査によって業務の完了を確認したときは、その結果を遅滞なく乙に通知するものとする。
（契約金額の支払）
第９条　乙は、前条の業務の検査終了後、第３条第１項の規定により支払請求書を作成し、毎月の対価の支払いを甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から３０日以内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第１０条　甲は、乙が第５条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年５．０パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第１１条　甲は、自己の責に帰すべき事由により、第９条第２項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年３．0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第１２条　乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、この契約の履行に着手後、第２３条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から１０日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第１３条　乙が第２５条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（危険負担）

第１４条　天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（費用負担）

第１５条　この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（再委託）

第１６条　乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りでない。

３　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

４　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第１７条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第１８条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
（１）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
（２）事業参加者の住所の変更のみの場合。
（３）契約金額の変更のみの場合。
３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。
（納期の無償延期）
第１９条　乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
２　前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第１０条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。
（権利義務の譲渡等）
第２０条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。
（秘密の保持）
第２１条　乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。
（個人情報保護）
第２２条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
２　乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
３　乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
４　乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
５　乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
６　乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。
（契約の解除等）
第２３条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。
２　乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲

は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の１００分の１０に相当する金額を乙に納付させるものとする。
（談合等の不正行為に係る解除）
第２４条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の6若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
（談合等の不正行為に係る違約金）
第２５条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(4)　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の6若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。
２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の１００分の１０に相当する額のほか、請負（契約）金額の１００分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第６項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
４　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２６条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２７条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２８条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２９条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第３０条　甲は、第２６条、第２７条及び第２９条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第２６条、第２７条及び第２９条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第３１条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（瑕疵担保）

第３２条　甲は、納入現品について納入後１年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

（紛争等の解決方法）

第３３条　この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲　鹿児島県奄美市名瀬和光町１７００番地
支出負担行為担当官
国立療養所奄美和光園事務長　中村　仁

乙　住所
株式会社〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

様式１

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇　殿

名称

代表者氏名　　印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

○○○○　殿

名称

代表者氏名　　印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

○○○○　殿

名称

代表者氏名　　印

履行体制図変更届出書

契約書第１８条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

・各事業参加者の事業名及び住所

・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）

・各事業参加者の行う業務の範囲

・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

誓　　約　　書

□　私
□　当社
は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
(1)　暴力的な要求行為を行う者
(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

年　　月　　日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※　個人の場合は生年月日を記載すること。
※　法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

業務委託仕様書

1.　業務名　調理補助業務委託

2.　履行場所　国立療養所奄美和光園給食室

3.　履行期間　平成２６年４月１日～平成２７年３月 31 日

4.　業務従事者の資格・ 配置人員及び勤務時間

（1）業務従事者の資格・配置人員　　普通自動車運転免許所持者で常時（365 日）
２名以上配置すること。

（2）業務従事者の勤務時間　８時３０分～17 時１５分
※毎日の具体的な業務内容については、１日のタイムスケージュールを作成し、栄養士及び調理師と調整を行う。

５．業務実施要綱
（１） 業務の範囲
①　業務受託者は、国立療養所奄美和光園給食室において、栄養士の指導の基に、一般食及び特別食の献立指示に基づく食材の下処理業務及び食数指示に基づく調合・調整業務を行う。
②　調理機材の洗浄・消毒及び保管業務
③　清掃業務
④　食事の運搬業務
⑤　病棟・不自由者棟・棟外・一般舎の残飯回収・計量及び回収後のポリ容器の洗浄業務。

（２）業務の具体的な内容
①　一般食・特別食の下処理業務
栄養士の、一般食・特別食の献立指示並びに食数指示に基づく調合調整並びに食材の下処理業務（1 食約 50 食）
②　調理機材の洗浄・消毒及び保管業務
（イ）副食調理並びに主食炊飯調理に使用した調理機器・機材・調理用品の洗浄消毒（毎食毎）
（ロ）副食調理並びに主食炊飯調理の下処理で使用した調理機器・機材・調理用品の洗浄消毒（毎食毎）
③　清掃業務
（イ）給食室内（調理室（下処理室を含む）・検収室・食品庫・廊下・食器洗浄室）の清掃業務
→１日１回
（ロ）業務従事者が利用する休憩室の清掃→必要の都度（常に清潔に努めること。）
（ハ）配食車・下膳車の清掃業務→週１回
④　食事運搬業務
（イ）棟外・一般舎への食事運搬及びその為の運転業務
（ロ）病棟・不自由者棟にて配膳の終了した温冷配膳車の回収
⑤　食器の洗浄・消毒及び保管業務
（イ）病棟・不自由者棟の使用食器等の回収業務
（ロ）棟外・一般舎の使用食器等の回収及びその為の運転業務
（ハ）病棟・不自由者棟・棟外・一般舎の使用食器等洗浄・消毒・保管業務
⑥　病棟・不自由者棟・棟外・一般舎の残飯回収・計量及び回収後のポリ容器の洗浄業務
⑦　①～⑥の業務に関する事項を業務日誌（別紙資料２）に記載し、決裁を受けること。

６．業務遂行上の注意事項

(1) 業務責任者の責務

① 受託者の責任者は当該業務に従事させる従業員を指揮・監督し、必要な教育を行い、日常業務における園との協議・連絡・調整を行うこと。

（２）食材類及び機器の取扱・保全について

① 業務に際しては、建物設備及び物品に対して安全に管理を行うこと。

② 食器類や機器は常に丁寧且つ清潔に取り扱い、調理室等の清掃、整理整頓に心がけ、安全性の維持、衛生維持管理に努めること。

③ 食材及び消耗品類を破損または破棄した場合は、速やかに栄養士等に報告すると共に作業日誌（別紙）にもその旨を記載すること。

④ 消耗品は、適正な使用量を守り、無駄が生じないように管理・保管すること。

⑤ 毎日の作業終了後、電源等の確認を行い施錠すること。特に、火気の取り扱いは十分注意すること。

⑥ 業務で使用する機器については、取扱説明書等の手順書に従った操作を行い、安全・正確な業務の遂行に努めること。また日々の点検を行い、異常を認めた場合は速やかに報告を行うこと。

⑦ 業務で使用する車輌の給油及び整備については、当園の職員で行うので、給油が必要と認められる場合又は車輌に異常を認めた場合には、事前に栄養士等に申し出ること。

⑧ ５の（２）の④～⑥並びに前記⑦の園内での運行に関しては、常に安全運転を心掛けること、万一事故等に遭遇した場合には、栄養士等に報告を行うと共に、（１）の①の責任者にも遅滞なく報告を行い、その指示に従うこと。

(3) 従業員の衛生管理・健康管理・安全教育管理

① 業務上の身体、衣服については、常に清潔を維持し、衛生面の管理に留意すること。

② 従業員の健康管理には特に留意し、年１回以上の健康診断を受診させ、その結果を書面にて委託者に報告を行うこと。また、環境衛生上の観点から園が必要と認める場合は、随時健康診断を受診させ、書面にて委託者に報告を行うこと。この場合の費用については、受託者の負担とする。

③ 月１回以上の検便を実施し、異常が認められた場合は、直ちに当該従業員の就業を停止し速やかに受託者に報告し、指示を仰ぐ事。

④「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による感染症に感染している者、または、その疑いがある者を業務に従事させてはならない。

⑤ 受託者で実施している職員に対する「安全教育管理研修」等の報告書を委託者に提出すること。また、当園の「医療安全管理委員会」「院内感染対策委員会」で実施する院内研修等に業務従事者を積極的に参加させ、職務の研鑽に努めさせること。

(4) その他

① 従業員が着用する作業着等については、受託者の負担とする。

② 本契約履行のために使用する物品、洗剤等の消耗資材及び光熱水料は、委託者の負担とする。また、貸与する物品等において今後更新等を実施する場合は、委託者の負担において調達する。

③ 委託期間中、給食室内の職員休憩室を休憩室として無償貸与する。

④ 日常業務が終了した場合は、その日の作業内容を別添「作業日誌」により報告すること。

⑤ 業務上知り得た入所者に関すること等を他に漏らしてはならない。

⑥ 委託者は、従業員の勤務態度の不良、その他、園の運営に支障を来す行為があると認めた場合には、６の（１）の①に対し従業員の変更を求めることができる。

７ その他（勤務に関する事項）

（１）勤務割振表（別紙資料３）

（２）勤務時間報告書（別紙資料４）